

平成29年

第10回教育委員会（臨時会）会議録

上天草市教育委員会

平成29年 第10回教育委員会（臨時会）会議録

期日：平成29年7月28日（金）

開会：午前10時00分

閉会：午前10時40分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 非公開とする審議事項について

日程第3 [議案第65号] 平成30年度使用教科用図書の採択について

日程第4 [議案第66号] 上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

日程第5 [議案第67号] 上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

日程第6 [議案第68号] 上天草市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

2 出席委員

山下勝一（委員）、古川佐奈江（委員）、田中久美子（委員）、松本修吾（委員）、高倉利孝（教育長）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

中文近（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、田崎正明（教育審議員）、中田光治（学務課長補佐）

5 議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項

以下のとおり

開会 午前10時00分

○教育長（高倉利孝君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成29年第9回上天草市教育委員会臨時会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に古川委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第2「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第3「議案第65号」は、情報保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第65号」につきましては、秘密会議といたします。

日程第3 議案第65号 平成30年度使用教科用図書の採択について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第3 議案第65号「平成30年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※ 【 議案第65号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第4及び日程第5 議案第66号・議案第67号

上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） ここで、学務課より追加議案の提出があります。この議案は関連していますので、一括にて説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第4及び日程第5。議案第66号、議案第67号「上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 追加議案の1ページをお願いいたします。議案第66号「上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」。上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成29年7月28日提出上天草市教育長高倉利孝。委嘱する委員については、2ページの「上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」のとおりです。内容については、議案第67号の委員と重複しておりますので、後で説明させていただきます。任期につきましては、委員の残任期間である平成29年7月28日から平成29年7月30日。提案理由については、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため委員を委嘱している。委員はその職に応じて委嘱しており、人事異動等で交代が生じていることや、本日会議を開催することとしているため今回、新たに委嘱する必要がある。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。続きまして、3ページ、議案第67号「上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成29年7月28日提出、上天草市教育長 高倉利孝。今回、委嘱する委員については、4ページの「上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」に記載しています。委員会の組織は上天草市いじめ問題対策連絡協議会設置条例第4条において、15人以内をもって組織し、1号が学識経験者、2号が医療・福祉団体及び保護者団体を代表する者、3号が国または、県の行政機関の職員、4号が教育委員会事務局及び上天草市立小・中学校の職員より組織することとしており、今回、委嘱する委員については名簿のとおりです。任期につきましては、平成29年7月31日から平成31年7月30日まで。提案理由については、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため委員を委嘱するもので、このほど任期満了となるため、新たに委嘱する必要がある。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。ご審議よろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、

なにか質疑はございませんか。

- 委員（古川佐奈江君） 今日、会議が予定されているということで、2つ挙がってきているということですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 簡単に申しますと、いじめ対策連絡協議会が日程の都合上、任期以降であれば専決であるか、今日の段階で任期満了以降の任命ということで済むのですけれど、会議が日程の都合上、今日になりましたので在任期間につきましては、該当される方が変わっておられてそれで会合すべきということで、その在任期間による議案とそれ以降の決定についての議案を上程させていただきます。
- 委員（古川佐奈江君） 会議自体は何人で構成されているのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） この会議は15名です。
- 委員（古川佐奈江君） それに当てはまらない8名だけがここに載っているということですね。変わられる方だけが上がってきているのですね。変わらない方はそのまま、会議自体は15名で人数は変わらないということですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） そうです。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは、お諮り致します。議案第66号及び議案第67号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第6 議案第68号 上天草市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第6。議案第68号「上天草市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 追加議案の5ページをお願いいたします。議案第68号「上天草市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」。上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成29年7月28日提出上天草市教育長高倉利孝。委嘱する委員については、6ページの「上天草市いじめ問題専門委員会委員名簿」に記載しています。専門委員会の委員は、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第11条において、10人以内をもって組織し、学識経験者その他教育委員会が認める者で組織することとしており、今回、委嘱する委員については、名簿のとおりです。任期につきましては、平成29年7月31日から平成31年7月30日まで。提案理由については、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の規定に基づき、いじめの防止の対策の検討及び重大事態に対する調査等を行うため委員を委嘱するもので、このほど任期満了となるため、新たに委嘱する必要があります。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。ご審議よろしくお願いします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第68号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で予定された案件は、全部議了いたしました。それでは、これを

もって、平成29年第10回教育委員会臨時会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。
閉会 午前10時40分